

34 陸軍現役將校学校配属令第一条第二項及び第六条に関する人事取扱内規の件に付陸軍省回答〔昭和九年十二月〕

陸普第七二六五号 (注記1) (川井)

(注記3) 陸軍現役將校学校配属令第一条第二項及第六条二関スル人事取扱内規ノ件回答

昭和九年十二月二日参日 陸軍次官 橋本虎之助 印

文部次官 三邊長治殿

昭和九年十一月二十八日附官普一七六号首題ノ件諒承ス (注記4)

追テ本件ニ関シテハ将来昭和九年七月十日附陸普第四二四四号ノ如ク実施致度希望ニ付申添フ

普通学務局長 (下村) 学務課長 (堀池) 次官 (三邊) 実業学務局長 (菊池) 専門学務局長 (赤間)

(注記5) 中島 (加筆) 有光 (神野)

官普一七六号 裁 11月28日 文書課長 (菅下) 送 11月28日 起案者 (川井)

昭和九年十一月二十七日起案

学務課長 (堀池)

普通学務局長 (下村)

実業学務局長 (菊池)

(服部)

(官尾坂)

(下 札)

次官 花押 (三邊) 専門学務局長 (赤間) (有光) 自署 (神野)

年月日

次官

陸軍現役将校学校配属令第一条第二項及第六条ニ関スル人事取扱内規ノ件

昭和九年七月十日陸(軍) (抹消) (加筆) [普] 第四二四四号ヲ以テ標記ノ件ニ

関シ御協議ノ処右ハ趣旨 (抹消) (加筆) [同意ナル] (服部) (服部) モ

各種ノ事情上 (直ニ) (加筆) (服部) 実施困難ナルヲ以テ左記ノ通り取扱度

照会ス

記

一、大学服務者ニ在リテハ学名、新旧服務者ノ官氏名ノ照会ヲ受ク

二、高等専門学校以下ノ服務者ニ在リテハ服務者一名ノ場合ニアリテハ校名、二名以上ノ場合ニアリテハ旧服務者ヲ明瞭ナラシムル如ク (加筆) (予メ) 内報ヲ受ク

官普一七六号 裁 9月6日 文書課長 (注記6)  
定 送 月 日 起案者 (川井)

昭和九年八月三十日起案

学務課長 花押 (堀池)

普通学務局長 (下村)

次官 (三邊)

実業学務局長 花押 (菊池)

(中島)

(高田)

次官 年月日 陸軍次官宛 専門学務局長 (赤間) (有光)

年月日

陸軍次官宛

陸軍現役将校学校配属令第一条第二項及第六条ニ関スル人事取扱内規ノ件

昭和九年七月十日陸軍第四二四四号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ御協

議ノ処右ハ従来通りノ事務取扱ニ致シ度ニ付御了承相成度

官普一八三号 裁 8月31日 文書課長 (赤間) 発 8月31日 起案者 (川井)  
定 送

昭和九年(八)(七)月二十四日起案

学務課長 (服部)

普通学務局長 (下村)

次官 (三邊)

専門学務局長 (赤間)

実業局長 後伺

陸軍次官宛

学校配属将校交代ノ件

本年七月廿四日人往第五四二号 (加筆) 並七月三十一日人往第五六八

号)ヲ以テ標記ノ件御協議ノ処当省ニ於テハ異議無之ニ付可然

御手配相成度

備考

陸普四二四四号陸軍次官通牒ハ從來ノ行政方針ヲ變更シ勅令  
 (陸軍現役將校配属令)ノ解釈ヲ改メントスルモノニシテ文部  
 陸軍兩大臣ノ合意ヲ要スヘキモノヲ陸軍大臣ノ一方の意志ニヨ  
 リ決定セントスルモノニシテ不(抹消)当ニ付右通牒ハ之ヲ照会文  
 ト看做シテ取扱フコトニ八月二十三日陸軍徵募課長ト協定ス  
 ミ。(服部)

陸普第四二四四号

(注記9)

(川井)

(注記10) (注記8)

陸軍現役將校学校配属令第一条第二項及第六条ニ関スル

人事取扱内規ノ件通牒

昭和九年七月拾日

陸軍次官 柳川平助 印

文部次官 栗屋謙殿

首題ノ件ニ関シテハ爾今左記ノ如ク取扱フヘキニ付通牒ス

左記

第一条第二項中

配属將校ノ異動ニ関シテハ次ニ示ス事務取扱ヲナスモノト  
 ス

一 文部省ハ毎年三月末日迄ニ配属將校交代ノ場合ニ於ケ  
 ル希望事項(地方若ハ学校ノ特質ニ依ル兵種又ハ階級  
 等)ヲ陸軍省人事局ニ通告ス

二 配属將校交代ノ場合陸軍省ハ公式發令前其ノ学校名ヲ  
 文部省ニ通告ス

第六条

臨時代理者ヲ置クノ必要生シタル場合ニ在リテハ予メ陸軍

省ヨリ文部省ニ其ノ学校名ヲ通告スルモノトス

前各号ノ發令後學校名、兵種、階級、氏名ヲ陸軍省ヨリ文部省  
 ニ通告ス

追而本通牒ニ関シテハ文部省普通学務局学務課ト内交渉濟ニ  
 付申添フ

陸軍現役將校学校配属令第一条第二項及第六条ニ関スル

人事取扱内規案

徵募課

第一条第一項中

配属將校ノ異動ニ関シテハ次ニ示ス事務取扱ヲナスモノトス

一、文部省ハ毎年三月末日迄ニ配属將校交代ノ場合ニ於ケル  
 希望事項(地方若ハ学校ノ特質ニ依ル兵種又ハ階級等)

ヲ陸軍省人事局ニ通告ス

二、配属將校交代ノ場合陸軍省ハ公式發令前其ノ学校名ヲ文  
 部省ニ通告ス

部省ニ通告ス

第六条

臨時代理者ヲ置クノ必要生シタル場合ニ在リテハ予メ陸軍省  
 ヨリ文部省ニ其ノ学校名ヲ通告スルモノトス

(注記1)

「完結」

(注記2)

〔福富〕

〔注記3〕

〔文部省 官普176号 昭和9・12・4〕

〔注記4〕

〔記録掛 16・9・18 受領〕

〔注記5〕

〔一七〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記6〕

〔廃案〕

〔注記7〕

〔施行前再回 服部〕

〔注記8〕

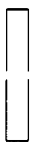
〔文部省 官普176号 昭和9・7・11〕

〔注記9〕

〔福富〕

〔注記10〕

〔供覧〕



学務課長 普通学務局長

〔下札1〕

〔中山〕

〔種別〕

ね〔三ノ〕

ムキ／枚数 六

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練 第2冊〕 文部省 3A, 32-7, 2540

〔抹消〕  
〔聯繫〕  
／登録追加  
／件名 陸軍省宛 陸軍現役将校学校配属令第一条第二項及第六条ニ関スル人事取扱内規ノ件／番号 官普一七六／結了年月日 昭九、一二／保存年限